

第2期千葉県自動車排出窒素酸化物及び 自動車排出粒子状物質総量削減計画概要

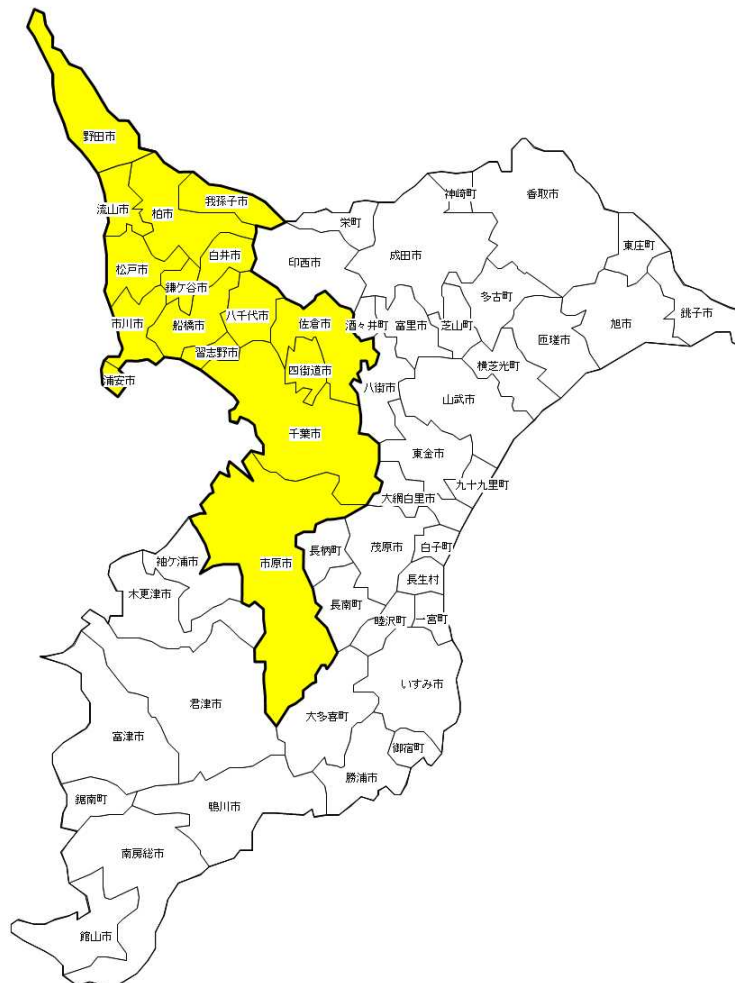
平成25年3月策定
環境生活部大気保全課

1 計画策定の趣旨

「自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法」第7条第1項及び第9条第1項の規定により策定

2 対策地域の範囲

千葉市、市川市、船橋市、松戸市、野田市、佐倉市、習志野市、柏市、市原市、流山市、八千代市、我孫子市、鎌ヶ谷市、浦安市、四街道市、白井市（16市）



窒素酸化物対策地域及び粒子状物質対策地域

3 計画の目標及び達成期間

(1) 計画の目標

対策地域において、平成 32 年度までに二酸化窒素及び浮遊粒子状物質に係る大気環境基準を確保する。

なお、平成27年度までに、すべての監視測定局における二酸化窒素及び浮遊粒子状物質に係る大気環境基準を達成するよう最善を尽す。

(2) 計画の達成期間

平成 33 年 3 月 31 日までとする。

なお、中間目標の期限である平成27年度末(平成28年 3 月31日)に、目標達成の見通しについて評価を行い、必要に応じて計画の見直しを行う。

4 計画達成の施策

- 計画の目標達成のために、自動車単体規制、車種規制、条例によるディーゼル車の運行規制及び低公害車の普及などの自動車排出ガス削減対策を継続する。
- 国、県、市、関係道路管理者及び交通管理者は連携を図り、荷主・発注者及び関係事業者並びに県民の協力のもとに必要な対策を推進する。
- 「千葉県自動車環境対策に係る基本方針（平成 24 年 3 月）」により、総合的に施策の推進を図る。

施策に係る基本的事項

- ・自動車単体対策の強化等
- ・車種規制の実施及び流入車の排出基準の適合車への転換の促進
- ・条例に基づく自動車排出ガスの低減対策の推進
- ・低公害車の普及促進
- ・エコドライブの普及促進
- ・交通需要の調整・低減
- ・交通流対策の推進
- ・局地汚染対策の推進
- ・普及啓発活動の推進